

(平成23年10月5日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	9 件

鹿児島国民年金 事案 764 (事案 415 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 12 月から 58 年 3 月までの期間及び 61 年 8 月から 62 年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 12 月から 58 年 3 月まで
② 昭和 61 年 8 月から 62 年 6 月まで

会社を辞めた後、市役所から国民年金に加入するよう通知があり、市役所で加入手続を行い、銀行の口座振替で国民年金保険料を納付していたはずなので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

今回はこの申立てが認められなかったが、新たな資料は無いものの、申立期間が未納となっていることに納得がいかないため、再度申立てを行う。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る申立てについては、i) 申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 58 年 4 月 7 日に払い出されていることが確認でき、その時点では、当該期間の国民年金保険料は、過年度保険料となることから、口座振替による納付はできなかったものと考えられる、ii) 申立期間②については、確認可能な 61 年 12 月から 62 年 6 月までの申立人の預金取引明細書により、申立人の銀行預金口座から国民年金保険料が引き落とされている形跡は無く、「国民年金保険料は、銀行の口座振替で納付していた。」とする申立内容には不自然さが見受けられるとして、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 1 月 27 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、再申立てに当たり、新たな資料は無いものの、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得がいかないと述べているが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申

立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

なお、申立期間①及び②の国民年金保険料について、申立人は、「銀行の口座振替で納付した。」と申し立てているが、A市によると、同市が口座振替収納を開始したのは平成8年4月1日であるため、申立期間①及び②に係る国民年金保険料については、口座振替による収納はできなかったものと考えられる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 9 月 25 日から 34 年 2 月 13 日まで
② 昭和 34 年 4 月 10 日から 37 年 10 月 7 日まで

私は、申立期間当時、厚生年金保険のことはよく分からなかったし、脱退手当金については制度自体を知らなかった。脱退手当金を請求するはずは無いと思うので、申立期間について、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、申立期間②における A 社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 37 年 12 月 19 日に支給決定されていることが確認できるところ、当該脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無い上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の備考欄には、申立人に脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、同名簿の被保険者欄において、申立人の前後に記載されている 50 人のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 37 年 10 月 7 日の前後 2 年以内に資格喪失した者であって、脱退手当金の受給権を有する女性被保険者 14 人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、11 人が支給済み(全員が通算年金制度創設後に支給。)となっており、そのうち申立人を含む 7 人が資格喪失日から 5 か月以内に支給決定されていることが確認できることを踏まえると、申立期間に係る脱退手当金については、申立人の委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立

期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間の前にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立期間と当該被保険者期間は、別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されていることが確認できることから、当該被保険者期間が未請求となっていることに不自然さはいかたがえはない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 10 月 5 日から 38 年 7 月 26 日まで
私は、A社を退職後は帰郷せずに、知人の住む他県に移り住んだが、その住所は実際に居住するまでよく分からなかったため、同社には伝えておらず、その後も同社と連絡を取ったことは無く、自分で脱退手当金を請求し、受け取った覚えも無いので、申立期間について、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、A社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和38年11月20日に支給決定されていることが確認できるところ、当該脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の被保険者欄において、申立人の前後に記載されている50人のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和38年7月26日の前後2年以内(通算年金制度創設後の昭和36年7月から40年7月まで)に資格喪失した者であって、脱退手当金の受給権を有する女性被保険者24人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、脱退手当金が支給済みとなっている11人中申立人を含む10人が資格喪失日から6か月以内に支給決定されていることが確認できる上、複数の元同僚が「退職時に会社から脱退手当金受給の意向確認があった。」「失業保険と併せて手続きしてもらった。当時は受給した人は多かったと思う。」などと述べていることを踏まえると、当該事業所においては、通算年金制度創設後においても、代理請求が行われていた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間の前にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立期間と当該被保険者期間は、別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されていることが確認できる上、当該被保険者期間に係る事業所は、脱退手当金の裁定庁とは別の社会保険事務所（当時）が管轄する事業所であることを踏まえると、これらの被保険者期間が未請求となっていることに不自然さはない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 6 月 5 日から 40 年 7 月 20 日まで

私は、A社に退職を申し出たその日のうちに当月分の給与を受け取り、直ちに県外に転居した。脱退手当金については、請求したことも受給したことも無いので、申立期間について、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、A社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和40年9月24日に支給決定されていることが確認できる。当該脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立期間に係る脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度創設後であるが、申立人は、当該事業所を退職後の約18年間は、国民年金の強制加入対象期間であったものの、昭和58年7月以降に加入手続を行うまでは国民年金には未加入であったことなどから、申立人が、当時、公的年金を継続する意思を有していた事情はうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、日本年金機構が保管している、昭和58年10月17日付けでB社会保険事務所(当時)から申立人宛てに送付された文書「厚生年金保険被保険者期間等について(回答)」(写し)には、申立期間について、「40.9.24附で脱退手当金を受給しておられますので資格期間は0になります。」の記載が確認できる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月 1 日から 37 年 6 月 26 日まで
② 昭和 39 年 10 月 26 日から 42 年 2 月 26 日まで

申立期間については、私が昭和 42 年 6 月 30 日に脱退手当金を受給しているとのことであった。

しかし、私は、病気だった私の甥の世話のために申立期間②に係るA社を退職し、すぐに帰郷しているが、脱退手当金の制度に関する説明を受けた覚えは無く、当該事業所を退職後に、退職金や脱退手当金を受け取った記憶も無い。

申立期間について、私が脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る「脱退手当金裁定請求書」（提出日は昭和 42 年 3 月 27 日）において、「住所」欄には、申立人が当時の住所地であったとする、申立人の兄が営む事業場の所在地が記載されており、「払渡希望の銀行名又は郵便局名」欄には当該住所地の近くの郵便局である「B町郵便局」と記載されていることなどから、申立人の意思に基づき、申立期間に係る脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立期間に係る脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約 4 か月後の昭和 42 年 6 月 30 日に支給決定されていることが確認できるところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人に脱退手当金を支給したことを示す「脱」の表示が記されている上、前述の脱退手当金裁定請求書のほか、「脱退手当金支給決定伺」等の関係書類に支給を疑わせる記載は確認できないなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当た

らない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 10 月 6 日から 33 年 6 月 5 日まで

A社及びB社における厚生年金保険被保険者期間については、私が昭和 39 年 8 月 29 日に脱退手当金を受給しているとのことであった。

しかし、私はB社を退職の際、他の同僚が脱退手当金を請求していたので、私も請求手続を行ったが、私が受け取ったのは当該事業所における被保険者期間に係る脱退手当金のみであり、申立期間に当たるA社の被保険者期間については脱退手当金を請求した覚えは無い。

申立期間について、私が脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B社に係る厚生年金保険の被保険者期間 61 か月分については脱退手当金を受給し、その金額は1万5,000円ぐらいであったと供述している一方、申立期間であるA社における20か月分については、これを受け取ったことも無いと供述している。

しかしながら、オンライン記録によると、昭和39年8月29日に申立期間であるA社及び申立人が受給を認めているB社に係る厚生年金保険の被保険者期間を合わせて脱退手当金が支給されたことが確認でき、その支給額は1万5,333円と記録されているところ、当該二つの被保険者期間は同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されている上、当該脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立人が受給を認めている金額とおおむね一致しているなど、申立人が受給を認めているB社の厚生年金保険被保険者期間のみで脱退手当金が支給された事情はうかがえない。

また、当該期間の脱退手当金は、前述のとおり、支給額に計算上の誤りは無い上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同原票のいずれにも、申立人に脱退手当金を支給したことを示す「脱」の表示が記されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、申立期間に係る脱退手当金について受給した記憶が無いという主張のほか、申立期間を含む脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年11月21日から28年4月14日まで
② 昭和28年4月14日から30年12月29日まで

申立期間については、私が昭和31年1月30日に脱退手当金を受給しているとのことであった。

しかし、私は、家庭の事情で申立期間②に係るA社B工場を退職した後、すぐに帰郷し実家で農業の手伝いなどをしており、また、当該事業所から、脱退手当金や退職金を受け取った覚えが無い。

申立期間について、私が脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約1か月後の昭和31年1月30日に支給決定されていることが確認できるところ、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳では、その「保険給付」欄にオンライン記録のとおり、申立人に脱退手当金が支給された旨記録されている上、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立期間に係る脱退手当金の支給決定日は、通算年金制度創設前であり、老齢年金を受給するためには、原則20年以上厚生年金保険に加入する必要があったところ、オンライン記録によると、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失した時点において、申立人の厚生年金保険の加入期間は5年6か月であり、その後、当該制度が創設されるまでの間において、申立人に厚生年金保険の加入歴が無いことを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年9月1日から27年12月1日まで
② 昭和30年1月1日から31年4月15日まで
③ 昭和31年4月25日から37年2月20日まで

申立期間については、私が昭和37年4月30日に脱退手当金を受給しているとのことであった。

しかし、私は、結婚のために申立期間③に係るA社を退職した後に、脱退手当金の制度に関する説明を受けた覚えは無く、脱退手当金を受け取った記憶も無い。

申立期間について、私が脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約2か月後の昭和37年4月30日に支給決定されていることが確認できるところ、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から管轄社会保険出張所（当時）に回答したことを示す「回答済 37.3.26」との表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立期間③におけるA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の被保険者欄の前後50人のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和37年2月20日の前後2年以内に資格を喪失し、脱退手当金の受給資格を有する女性被保険者8人（申立人を除く。）の支給記録を調査したところ、6人に支給記録が確認でき、このうちの5人が各々の資格喪失日から5か月以内に支給決定されていることを踏まえると、当該事業所においては、事業主による代理請求が行われていた可能性がうかがえる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間③に係る資格喪失日か

ら約 13 年 9 か月後の昭和 50 年 12 月 1 日以降になって払い出されている上、オンライン記録等により、申立人の 37 年 2 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料が未納となっていることを踏まえると、当時、申立人に公的年金を通算する意思はうかがえず、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さは無い。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 1 月 24 日から 30 年 12 月 26 日まで
私は、母が故郷に一人でいたため、昭和 30 年 12 月に A 社を退職して帰郷した。年金制度のことはよく分からなかったが、退職時に退職金も脱退手当金も受け取った覚えは無いので、申立期間について、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人に脱退手当金が支給されたことを意味する「脱退」の表示が確認できるほか、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の保険給付欄には、脱退手当金の支給記録が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間と申立期間に係る脱退手当金の支給決定日の間にある被保険者期間（1 か月）については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立期間と当該被保険者期間は、別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されていることが確認できる上、当該被保険者期間は、脱退手当金の裁定庁とは別の社会保険事務所（当時）の管轄事業所であることを踏まえると、当該被保険者期間が未請求となっていることに不自然さはいかたがえない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 2 月 1 日から 36 年 4 月 30 日まで

私は、A社を退職した1年後に同社に再入社したが、1回目の厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金が支給された記録となっている。しかし、私は、同社在職中及び退職後に脱退手当金を請求したり受給したりした記憶は無いので、申立期間について、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の被保険者欄において、申立人の前後に記載されている50人のうち、脱退手当金が支給済みとなっている女性被保険者10人の支給記録を調査したところ、当該脱退手当金の支給決定日が、申立人と同じ昭和38年7月5日の者が3人、同年6月14日の者が4人、39年10月26日の者が2人と、資格喪失から支給決定までの期間はそれぞれ異なるものの、同じ日に支給決定されている者が多数存在することが確認できることから、申立期間に係る脱退手当金については、申立人の委任に基づき事業主による代理請求が行われた可能性がうかがえる。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、申立期間に係る脱退手当金の支給当時は、脱退手当金の支給要件の改正（昭和36年11月）が行われた後であり、制度上、A社に2回目に勤務した厚生年金保険被保険者期間及び申立期間を通算して脱退手当金を請求するこ

とができないことから、当該2回目に勤務した被保険者期間が未請求のままとなっていることに不自然さは無い。